

鹿児島県警察官の拳銃使用及び取扱いに関する訓令（概要）

（平成元年 警察本部訓令第1号）

この訓令は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）の運用と拳銃関係事務の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。